

令和7年 第7回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和7年7月28日(木) 午前10時00分

2 公示日 令和7年7月18日(月)

3 開催場所 小樽市役所別館4階 第3委員会室

4 出席委員 (13名)

会 長	11番	北島	吉治
委 員	1番	田口	玲子
	2番	澤田	幸孝
	3番	浜谷	礼子
	4番	吉川	孝一
	5番	木露	正敏
	6番	古里	和夫
	7番	佐々木	晴男
	8番	三國	幸一
	9番	岩部	利治
	10番	川畑	正美
	13番	長多	誠吉
	14番	本間	俊一

5 欠席委員

6 議事日程

<報告>

報告第1号

農業経営改善計画の認定について

報告第2号

現況証明書交付の報告について

報告第3号

農地利用状況調査のお願いについて

<その他>

7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也

振興係長 樋口 博一 振興係 堀田 湧祐

農地係長 世戸 幹彦 農地係 林 光佑

<p>事務局 (農地係長)</p>	<p>御説明いたします。 本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。 件数は、市街化区域内の土地が〇〇件〇〇筆、市街化調整区域内の土地はありませんでした。 申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。 続いて、「報告第3号 農地利用状況調査のお願いについて」を上程いたします。 内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局 (農地係長)</p>	<p>毎年調査依頼しております利用状況調査のお願いについて御説明します。 この調査につきましては、農地法第30条第1項に「農業委員会は毎年一回管内全ての農地台帳に搭載されている農地の利用状況について調査を行う」と定められています。調査の目的は農地適正利用の確認と遊休農地の実態把握や違反・無断転用の発見、転用届の履行調査等です。 調査の方法はこれまでと変更はありません。概要はお手元の調査要領にあります。御存じとは思いますが調査前に今一度お読みになり、何かありましたら御連絡ください。 お手元の調査要領と重複しますが内容の説明を若干させていただきます。青の横長のファイルに、調査をお願いする農地の調査票と地番図がつづっております。調査票の(今年度の)利用状況の区分の四角にチェックを付けてください。なお、参考として前年の状況を蛍光ペンで印をつけてあります。 自らの農地や普段の委員活動で利用を確認している農地を改めて確認しなくて結構です。 混牧林地などにある農地で以前から一部しか利用していなかった農地を継続し利用している場合は全部利用にしてください。 灌木等が生えてない状態での休耕地や部分的耕作を行っている農地についても一部利用としてください。 遊休農地に判定された農地はその後再調査、意向調査後に総会</p>

	<p>決議を経て道などに非農地の決定・報告の手続きとなり、解消計画作成・指導や確認、勧告と処理が長期化し複雑となりますので遊休農地の判定は慎重に願います。遊休農地判定した場合は後も委員に御協力願う場合があります。</p> <p>右端の口欄に調査月日の記入をお願いします。その他、何か参考事項がございましたら記入をお願いいたします。</p> <p>調査が終わりましたらお手数ですが調査票を10月総会までに事務局へ御連絡ください。調査票保管の際は個人情報の取扱いに御注意願います。</p> <p>調査に関して御不明な点がありましたら事務局まで御連絡ください。</p> <p>なお、本調査の実施につきましては、広報おたる8月号に掲載しております。暑さ厳しいところ、時節柄農繁期のお忙しいところ、毎年調査をお願いし、お手数をおかけいたしますがどうかよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>
事務局長	<p>以上で、本日の審議事項は終了しました。 その他、委員の皆様から何かありますか？ 事務局から何かありますか？</p> <p>次回の委員会は、8月26日（火）、場所は、別館4階第3委員会室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます</p> <p style="text-align: right;">(午前10時40分閉会)</p>

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。